

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

地域活性化型みやぎキャッシュレス推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

### 3 地域再生計画の区域

宮城県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、本県の総人口及び生産年齢人口は、2040年にはともに15%以上減少すると推計されており、このままでは県内経済の規模の維持すら難しくなると予想されている。

宮城労働局によれば、サービス業の有効求人倍率も高い状態で推移している（平成30年11月現在 3.34）。

特に、沿岸部においては、2011年に発生した東日本大震災により、人口流出が進み、8年が経過しようとする現在においても、観光客が震災前の水準まで戻っていない現状があり、地域経済の活性化が急務となっている。

一方で、事業者の生産性向上につながるとされるキャッシュレス決済について、例えば日経BP社と日本経済新聞社の調査では、QRコード決済利用意向ランキングが全国40位（3.8%）であるなど、本県は低い状況にあり、第3次産業の比率が全国と比べても高い本県においては、人へのサービスの提供を前提とするサービス産業の生産性を向上させる抜本的な対策を講じなければ、人口減少局面において県経済衰退の懸念がある。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

第3次産業は人を対象とする性質上、人口減少局面において経済規模の縮小という負の影響を及ぼす懸念があり、本県においては、今後の人口減少により、県内の消費規模が縮小し続け、現在の経済規模を維持できなくなるおそれがある。

そうした状況を回避するため、製造業の振興によるバランスのとれた産業構造への転換を目指し、これまで産業の高付加価値化や質の高い雇用の確保に関する取組を実施してきたが、加えて県外からヒト・モノ・カネを呼び込む、県内の消費活性化によって地域経済を好循環させる手法も同時に進めていく必要がある、その確立は未だ途上にある。

第3次産業が本県の経済に占める重要度（平成27年度の構成比70.8%）を考えれば、同時に、第3次産業の更なる高付加価値化の取組を進めることが、人口減少局面においても本県の経済規模を維持していくために有効となる。

RESASによれば、本県における「卸売業、小売業」の労働生産性は全国3位（4,560千円/人）であり、「宿泊業、飲食サービス業」に至っては全国1位（1,773千円/人）となっており、一般に生産性が低いと言われる第3次産業において、全国的にも高い労働生産性を有しており、付加価値の高い産業であるという強みがある一方で、本県における第3次産業の人手不足は深刻である（「サービスの職業」の有効求人倍率 3.34（H30.11））。

経済産業省の「キャッシュレス・ビジョン」で示されているとおり、「小売・サービス事業者等からは、人手不足を指摘する声もあがっており、実店舗等の維持・運営のためには、工数のかかる現金関連業務を削減する必要性が顕在している」（野村総合研究所のアンケート結果では、レジ関連業務に実店舗等における従業員の工数がかかっていることが示されている（一日一店舗当たり中央値で30分））ことから、キャッシュレス決済の導入は、第3次産業の生産性向上に資すると考えられる。

また、インバウンドの観点から分析すると、宿泊旅行統計調査（H30.10第二次速報）によれば、本県の外国人延べ宿泊者数は44,610人と、全国（7,946,400人）のうちの約0.6%に過ぎず、インバウンド推進の取組を強化する必要がある。

るが、外国人延べ宿泊者数が多い地域は、キャッシュレス決済の利用比率が高い関東や近畿、中部といったいわゆる三大都市を含む地域でもあり、キャッシュレス決済の普及がインバウンド推進にも影響するものと考えられる。

本県沿岸部においては、2011年に発生した東日本大震災により、人口流出が進み、8年が経過しようとする現在においても、観光客が震災前の水準まで戻っていない現状があり、インバウンドを含めた交流人口の拡大による地域経済の活性化が急務となっている。

上記のとおり、キャッシュレス決済は、①事業者の生産性向上や②インバウンド推進に寄与すると考えられるが、例えば日経BP社と日本経済新聞社の調査では、QRコード決済利用意向ランキングが全国40位(3.8%)であるなど、本県は低い状況にあり、全国に比して生産性の高い第3次産業の生産性やインバウンドを更に高める余地があると考えられる。

そこで、本事業では、県内中小・小規模事業者や地域金融機関等が連携し、支払データの利活用という点で消費者とも共創したキャッシュレス決済のエコシステムを構築する。震災により人口が減少している沿岸部を中心とした県内の交流人口の拡大は、喫緊の課題であるため、都市部だけではなく、沿岸部等の地域においても、キャッシュレスを推進し、受入環境整備を進めることにより、インバウンドをはじめとした交流人口の拡大を図り、その観光消費額の増加に繋げるもの。

また、これらの取組が、店舗側の生産性向上に繋がるとともに、得られた支払いデータの利活用により、新たな販促活動を展開し、さらなる観光消費額の増加を目指すほか、地域内での消費拡大、資金循環につなげるとともに、人手不足の解消等生産性の向上を図り、地域経済産業や観光の活性化を目指すものである。

**【数値目標】**

K P I	事業 開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目	KPI 増加分 の累計

外国人観光消費額 (億円)	0	134	151	168	453
実証事業エリアにおける新たなキャッシュレス方式導入店舗数(店)	0	100	200	250	550
本事業を通じて関係機関が連携した取組件数(件)	0	3	3	3	9

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

#### ① 事業主体

宮城県

#### ② 事業の名称

地域活性化型みやぎキャッシュレス推進事業

#### ③ 事業の内容

平成31年10月の消費税率引き上げをも見据え、県内におけるキャッシュレス推進の機運を醸成するほか、沿岸市町などにおいて、決済事業者や地域商工関係団体等と連携したキャッシュレス実証事業を実施し、地域での勉強会の開催や導入店舗の掘り起しをはじめ、導入前後の売上データや来客者数等の比較、利用者の利便性や事業者の生産性向上の効果、導入上の課題等を整理・検証し、地域活性化に資するキャッシュレス決済のエコシステムを構築する。

キャッシュレス決済のエコシステムの構築により、県内消費者、国内観光客、インバウンドの需要を取り込み、地域内での消費拡大、資金循環につなげるとともに、人手不足の解消等生産性の向上を図り、地域経済産業や観光の活性化を目指すもの。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

本事業によって構築されるキャッシュレス決済のエコシステムを活用し、人口減少局面においても持続可能な地域経済の自立に向け、民間企業の負担による自立的かつ効果的な運営について検討し、その実現に向けた調整を図る。

実証事業を実施した地域においては、実証によって得られた成果をもとに、自らの財源においてキャッシュレス決済の導入を強力に推進し、地域消費の活性化を通じた自立的な運営を目指す。

##### 【官民協働】

本事業は、（仮称）地域活性化型みやぎキャッシュレス推進会議を中心に、県内中小・小規模事業者等や地域金融機関等と連携し、キャッシュレス決済を核とした官民協働のエコシステムを構築するものであり、民間事業者においては、キャッシュレス決済の導入による消費者の需要の取り込み、地域内での消費拡大に取り組み、地域金融機関等においては、キャッシュレス推進にとって重要なツールである銀行口座等を活用した地域内の資金循環の仕組みを構築するなど、官民が一体となって地域経済、産業、観光の活性化を目指すものである。

##### 【地域間連携】

県と県内の市町村が連携して取り組むことにより、それぞれの地域の実情に応じたキャッシュレスの推進を図り、県内での広域的な取組に繋げる。

##### 【政策間連携】

本事業は、キャッシュレス決済を核とした官民協働のエコシステムの構築により、地域内での消費拡大に取り組むものであるが、まちづくりやインバウンド、生産性革命といった各種政策課題の解決のほか、東日本大震

災からの復興につながる取組と連携して推進し、政策間連携による相乗効果でエコシステムを更に発展させ、地域の活性化につなげるという好循環を創出するものである。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

P D C Aサイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的、K P Iの達成状況について、外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な取組に反映し、計画の着実な推進を図る。

【外部組織の参画者】

【産】東北経済連合会、仙台経済同友会、宮城県商工会議所連合会、みやぎ工業会、宮城県観光誘致協議会、宮城県建設業協会、宮城県農業協同組合中央会、宮城県漁業協同組合、宮城県中小企業団体中央会、宮城県経営者協会 ほか

【官】宮城県市長会、宮城県町村会、東北財務局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局

【学】東北大学、宮城大学、宮城学院女子大学

【金】七十七銀行、宮城県銀行協会

【労】日本労働組合総連合会宮城県連合会

【言】河北新報社（個別意見聴取）

【検証結果の公表の方法】

有識者会議の公開、記者発表、県HPで公表。

⑦ 事業費

（単位：千円）

事業	2019年度	2020年度	2021年度	総事業費
法第5条第4項第1号イ に関する事業	20,000	19,000	10,000	49,000

うち法第5条第4項第2号 に関する事業 ※2019年度分まで記載	10,000			10,000
--	--------	--	--	--------

⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業  
地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで
- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業  
地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

- ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分  
地域産業の振興
- イ 申請時点での寄附の見込額

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
—	500	500
計	500	500

ウ 寄附の金額の目安

7,700千円 (2020年度累計)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

### **7-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### **7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### **7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法**

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。